

令和6年度千葉県社会福祉士会 第4回理事会

1. 開催日時 令和6年8月24日(土) 14:30~16:30

2. 会場 千葉県社会福祉センター3階 会議室

3. 出席者

会長 澁澤

副会長 白井、古澤、及川

事務局長 伊藤

事務局次長 堀江

会員理事

(総務委員会広報部会) 野村

(総合相談委員会) 大森

(研修委員会) 浅見

(ばあとなあ委員会) 秦野

(司法福祉委員会) 寺崎

(災害対策委員会) 服部

外部理事 中村、吉留、片山、水野、菅野

監事 岡本(武)

相談役 樽林

欠席 塩原、石橋、松本、谷口、四宮

敬称略

※過半数以上の出席を認め、本理事会は成立する。

4. 議事 司会進行：澁澤会長

1) 各委員会の委員の承認について【資料 1-1 委員名簿】

・配付資料の内容を確認し、総合相談委員会内に担当理事(大森氏)を入れる。総合相談委員会以外は、配付資料通り。賛成多数により、名簿承認とする。

※総合相談委員会の委員長については、検討中。

2) 新入会員について【資料 1-1 当日資料閲覧】

・12名の方より、入会申し込みあり。賛成多数により、全員承認とする。

3) 司法福祉委員会第三回学習会(全国版)における、事例提供について

寺崎理事より、事業について説明。事例提示について意見交換を行う。

・千葉県社会福祉士会司法福祉委員会主催事業。対象は、司法福祉に興味のある全国の社会福祉士及び精神保健福祉士。出口支援を踏まえた研修で、今回は、事例を提示予定である。

・理事会参加者からの助言により、日本社会福祉士会ガイドラインを参考とし、弁護士会担当者とも相談をし、事例を作成する。

5. 報告事項

1) 会長職務執行状況【資料 1-2】 配付資料参照

2) 委員推薦、講師派遣、会員情報【資料 1-2】 配付資料参照

3) 「靈感商法等対応ダイヤル相談会」相談員募集【資料 2】

白井副会長より報告。

- ・会員より、3名応募あり、調整予定

4) 「暮らしとこころの相談会」相談員募集【資料 2】

白井副会長より報告。

- ・会員より、1名応募。9月28日(土)印西市にて開催予定だが、定員を満たしていないため、理事より印西市近辺の社会福祉士に声かけをして、募集を継続していく。

5) 苦情について

伊藤事務局長より、報告。

- ・令和6年度に入って、4件寄せられている。ばあとなあに関する案件(被後見人または、被後見人関係者からの苦情)※苦情の内容については、次項にて詳細報告。

6) 倫理委員会の開催について

伊藤事務局長より、説明及び議題提示。

①倫理委員会開催状況の説明

- ・1件開催(第1回が、令和6年7月30日開催。第2回は、9月3日開催予定)。

②倫理委員会と苦情申立内容についての説明

(倫理委員会の仕組みについて)

- ・現在の仕組みは苦情申立をされた場合、全て倫理委員会を開催する流れとなっている。
- ・第1回は、内容及び要望を確認し、倫理委員会で対応する案件か否かを検討し、解決のために複数回開催をする必要がある状況。

(苦情の内容)

- ・要望、苦情解決、処分の希望等。担当者(四宮事務局次長)が話を聞くことで対応が終わる内容もある。
- ・ばあとなあや社会福祉士会等機関への苦情ではなく、後見人・保佐人等の個人への苦情。例;「自分のやりたいことが出来ない」、「担当者の態度が嫌なので変えて欲しい」等

③当会の倫理委員会の開催・苦情対応の課題についての意見交換

(意見交換)

- ・今年度の状況より、倫理委員会の開催が頻回となる可能性があるため、全ケースを倫理委員会で検討するのではなく、各委員会や事業ごとに苦情相談窓口を創設し、整理・精査した方がいいのではないか。
- ・社会福祉士会が任意加入であるため、他の職能団体との対応に差異が発生している。
- ・苦情申立をしやすい環境が、整備されることが大事だが、対応の流れの整理が必要。
- ・社会福祉士会が直接、後見人を解任することが出来ないことについての周知が必要。

- ・成年後見制度について、周知活動を行うことが苦情の予防に繋がるのではないか。
- ・2年後の民法改定を視野に入れた後見活動が行えるように会内外への制度の周知が必要。
(外部理事・相談役・監事より)
- ・千葉県司法書士会では、関係改善を目的とし、「市民相談窓口」を設置し受付、第三者の司法書士が間に入って対応している。
- ・司法書士の処罰は、法務省が管轄であるため、懲戒案件、処罰を求める案件であれば、法務省へという仕組みが出来ている。
- ・千葉県弁護士会では、苦情として受け付けた上で、内容を確認・精査する。処分を求める場合は、改めての申立という流れになっている。
- ・現状の「苦情申立＝倫理委員会の開催」から、「苦情の内容を精査した上で、倫理委員会を開催」という仕組みへの変更も一考だろう。
- ・苦情を申し立てやすい仕組みは会として保障されるべきであろう。
- ・会の規則を改めて確認し、規則に基づいた対応を各委員会や理事で対応を再検討されてはどうか。

④結果及び今後の方向性

- ・規則6号第6条、7条に基づき、苦情対応の流れを再確認し、各委員会内に苦情相談担当者となる人員を配置とする。(理事または委員長兼任可)

※規定4号内の記載についての検討も併せて行っていく。

- ・後見人業務の平準化、質の担保が求められていることを踏まえ、ばあとなあへの質の向上を目指した研修、成年後見制度の周知を目的とした市民向け活動の検討。

7) 各委員会からの報告【資料3】

研修委員会、ばあとなあ、災害対策委員会、総務委員会、司法福祉委員会 総合相談委員会より、配布資料をもとに説明する。

- ・研修：配付資料参照。
- ・ばあとなあ：配付資料参照。法人後見については、終了。法人後見業務監査委員会の開催を検討。
- ・災害対策：石川県の被災地支援について、今年度は、10名の派遣を予定。
- ・総務委員：配付資料参照。次回「点と線」は、11月下旬発行予定(10月末で原稿締切)。
掲載内容・・・外部理事紹介・挨拶文、司法福祉に携わる支援者への寄稿の依頼。
- ・司法福祉：配付資料参照。
- ・総合相談：配付資料参照。千葉県からの受託事業(高齢者虐待防止研修)今年度も開催予定。

8) 声明文の報告【資料4】

配付資料を元に澁澤会長、伊藤事務局長より報告。

- ・会員からの意見聴取、臨時理事会開催等を通し、理事の賛成多数を以て、声明文を発出。
- ・令和6年8月15日付で千葉県、千葉県教育委員会に声明文を提出し、記者会見を開催

(澁澤会長、伊藤事務局長、大森理事、樽林相談役参加)。

・今後、千葉県弁護士会と意見交換、勉強会の開催等を検討。

(外部理事からの意見)

・声明文発出により、社会にこの問題を広く周知するきっかけとなった。

・社会に当事者の声を届ける機会となり、社会福祉士会としてのソーシャルアクションのひとつとなったのではないかと。

・千葉県弁護士会内でも声明文作成を審議中。

・昨年度より、理事会内で議論を重ねていたことが、声明文という形になったことについては、とても意味のあることだ。

・個別ケースの積み重ねが、ソーシャルアクションに繋がるということは、専門職養成課程の中で伝わりづらい現状がある。この取り組みは、専門職養成課程において、好事例として取上げていきたい。

・会としての行動力、スピード感、小さい声を拾い上げていくことの大切さを社会に伝えていく良い機会となっただろう。所属団体の社会福祉士や他の相談援助職にも情報発信をしていきたい。

・県士会単位でこのような声明文を出すことは、難しかっただろう。責任の重さを感じた。この取り組みを会員にも波及していきたい。

・声明文をもとに勉強会や意見交換の場を設けていく必要があるだろう

・受入先（教育機関）の環境の問題や、不合格を個人の問題として捉えられてしまっている現状が伝わっただろう

6. その他

1) 役員任期について

澁澤会長より、現在、役員（理事）の任期が2年×4期（8年）と定められているが、任期延長の検討について意見交換をしたい。今回は、ざっくばらんにそれぞれが役員任期についての思いを発言する場とする。

(意見交換)

【賛成】

・長期的な見通しを立てて、会の運営をするという視点を踏まえると、8年という任期は短いと感じる。

・会の運営や事業執行の全容を把握した辺りで任期を迎えてしまっている現状があるため、任期を設けられていることで、事業や会の運営の積み重ねが十分でなくなってしまう。

・1期を2年から、3年、4年にすることで、選挙の開催頻度を減らし、継続性のある活動の一助としてはどうか。

【反対】

・組織の健全性を考えると、新しい人員を入れることで、新しい風が入るよさがある。

- ・顔ぶれが一緒になる＝馴れ合いになることのリスクがあるのではないか。

【その他】

- ・理事選挙については、この数年の間、1回のみ開催となっており、なり手がいない現状についても議論が必要。

- ・任期の問題と担い手不足の問題について、併せて検討していく必要がある。

- ・継続性の必要なものは、プロジェクトチームを創設し、理事とは違う形で活動参加しやすい組織作りをしてはどうか。

- ・弁護士会では、理事や執行部に若手が積極的に参加する現状がある。

- ・委員会活動や会の活動には興味はあっても、役職につくことに興味がない状況も窺える。一方で、弁護士会は若い会員が積極的に理事や執行部に参加されているという状況があることから、他団体の工夫を参考にしてはどうか。

- ・委員会活動に参加される会員はいるが、役員となると負担感が増す事から、就任される方、希望される方は少ない。

- ・現状でも後任を探すにあたり、一本釣りとなっている状況があり、理事就任の負担感が大きい印象（依頼する側の負担もある）。理事になる人をどう育てるかという課題もある。

2) 会員管理の事務委託の解除について【資料5】

資料を基に、伊藤事務局長より説明。

千葉県社会福祉士会が、会員管理事務を日本社会福祉士会からの委託という形で行っていたが、会員数の増、事務局員の退職等があり、事務局員の業務負担軽減のため、日本社会福祉士会からの会員管理事務委託解除とする。次年度より、5000円×前年度の入会会員数を日本社会福祉士会に支払う形を取っていく。

7. 連絡事項

1) 令和6年度補正予算について

- ・次回理事会（令和6年11月9日）にて審議予定。

- ・10月末までに補正予算が必要な委員会は令和6年度補正予算案を事務局へ提出

2) 令和7年度事業計画案・予算案について

- ・10月末までに事務局へ提出

- ・予算ヒアリングは、令和7年1月18日理事会にて実施予定。

3) 令和7年度の千葉県社会福祉センターの会場予約について

- ・令和7年9月19日までに、各委員会より、会場使用希望を事務局へ報告する。

- ・次年度の理事会の日程については、決定次第後日改めて連絡とする。

4) 退職した事務局員の手当について

- ・当該職員は、3月末定年退職であったが、今までの勤務に対する評価として、給与規定13条に基づいて、特別手当を支給することについて、承認をお願いし、反対がなかったため、承認を得た。